

処 分 基 準

令和2年1月10日作成

法 令 名：風俗営業等適正化法
根 拠 条 項：第31条の23において準用する第8条
処 分 の 概 要：特定遊興飲食店営業の許可の取消し
原権者（委任先）：福岡県公安委員会
法 令 の 定 め： 風俗営業等適正化法第31条の22（許可）、第31条の23において準用する第4条（第4項を除く。）（許可の基準）、第31条の23において準用する第7条（承認）、第31条の23において準用する第7条の2（承認）及び第31条の23において準用する第7条の3（承認） 風俗営業等適正化法施行規則第6条（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）、第74条の2において準用する第6条の2（心身の故障により風俗営業の業務を適正に実施することができない者）
処 分 基 準： 風俗営業等適正化法第31条の23において準用する第8条各号に掲げるいずれかの事実が判明したときは、以下のように、速やかに是正、回復することができ、かつ、現に是正、回復しようとしている場合等で悪意がない、又はごく軽微な場合を除き、特定遊興飲食店営業の許可（承認）を取り消すこととする。 ・ 第31条の23において準用する第4条第1項第11号に該当することとなった場合で、事実判明後、法人が速やかにその者の解任手続を進めているようなとき。
問 合 せ 先：営業所の所在地を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事）課又は警察本部生活保安課（092）641-4141 内 3185
備 考：